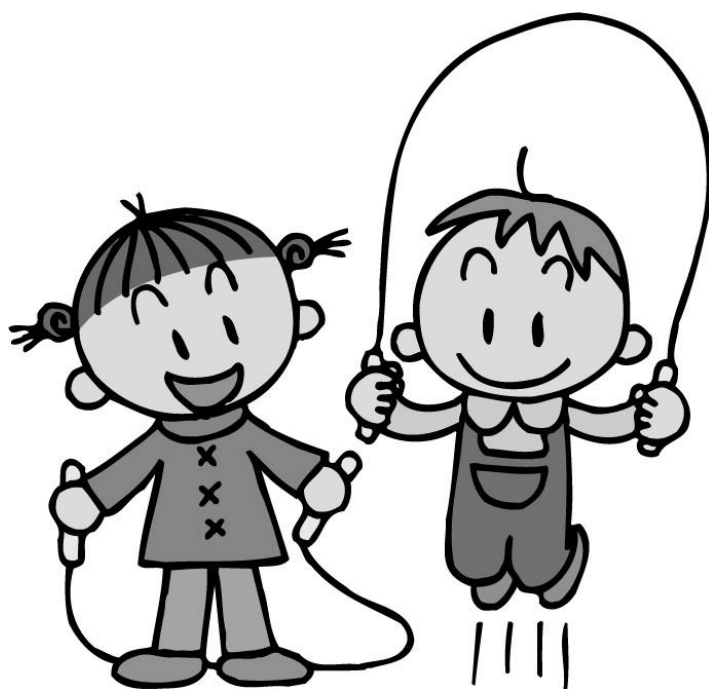


# 名古屋市公立保育所整備計画



平成21年9月

名古屋市

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の目的・経緯等</b>	1
1	目的	
2	背景	
3	経緯	
4	計画期間	
<b>第2章</b>	<b>保育施策の推進と保育所整備の考え方</b>	2
1	保育施策の推進の基本的な考え方	
2	基本的な考え方に対応した保育所整備等の方針	
<b>第3章</b>	<b>公立保育所の現況と今後のあり方</b>	3
1	公立保育所の施設	
(1)	現況	
(2)	今後の施設整備のあり方	
2	公立保育所の役割	
(1)	あり方指針における公立保育所の役割	
(2)	センター保育所としての今後の役割	
<b>第4章</b>	<b>エリアの設定</b>	5
1	エリア設定の要素	
2	区別のエリア数	
3	エリア内の公民保育所配置の状況	
4	民間保育所の新設整備	
	(エリア図)	
<b>第5章</b>	<b>センター保育所配置の考え方</b>	8
1	エリアごとの公立保育所数	
2	公立保育所数によるセンター保育所配置の考え方	
(1)	公立保育所が1つのエリア	
(2)	公立保育所がないエリア	
(3)	公立保育所が複数あるエリア	
<b>第6章</b>	<b>具体的な整備の進め方</b>	11
1	センター保育所の整備の進め方	
(1)	整備	
(2)	職員体制	
2	民間移管する保育所の整備の進め方	
(1)	移転改築	
(2)	譲渡	
<b>第7章</b>	<b>計画の推進とその評価</b>	12

## 第1章 計画の目的・経緯等

### 1 目的

本計画は、保育施策や地域の子育て支援の拡充を図り、公立保育所の建物の老朽化等の課題に対応するため、保育所整備の考え方と、民間移管、統廃合、改築等の対象となる公立保育所の基準やその進め方等を定めるものである。

### 2 背景

- ・本市では、従来から、公立・民間の保育所が両輪となって保育を実施してきており、平成21年4月現在、123か所の公立保育所に10,909人、161か所の民間保育所に20,960人の児童が入所しているところである。
- ・本市の保育を取り巻く状況を見るに、保育所に希望しても入所することのできない待機児童の数は、平成21年4月現在で595人となっており、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。また、保護者の就労形態の多様化、核家族化の進行などにより、延長保育、一時保育、休日保育や子育て家庭への支援など、多様な保育需要への対応の必要性や保育所の役割に対する期待は高まってきている。
- ・本市においては、厳しい財政状況にあつて、一定の財源や人員を確保し、公立保育所、民間保育所がともに、待機児童の解消及び多様化する保育需要への対応、地域の子育て支援の推進などの施策の拡充を図るとともに、その基盤となる保育所施設を整備し、将来にわたって、保育環境の維持向上を図っていく必要がある。

### 3 経緯

#### (1) 平成15年1月 市社会福祉審議会の意見具申

- ・公立の社会福祉施設の運営については、公・民の役割分担、民間活力の観点から、民営化あるいは民間委託を検討すべきである。

#### (2) 平成19年7月 有識者による「名古屋市就学前の教育・保育の提供のあり方研究会保育専門部会」の提言

- ・公立保育所の役割や存在意義を踏まえながら、見直しを進めていくためには、公立保育所の方向性について、今後の保育施策のあり方や将来計画を検討し、策定する必要がある。

#### (3) 平成19年10月 「名古屋市保育施策のあり方指針」の策定

- ・公立・民間保育所がともに、一定の地域の子育て支援に責任を持ち、多様な保育需要に適切かつ迅速に対応し、地域の子育て支援機能の強化を図る。
- ・厳しい財政状況の中で、保育施策や地域の子育て支援の拡充、公立保育所の建物の老朽化等の課題に対応するため、改築等にあわせて社会福祉法人による民間移管や統廃合を検討する。
- ・民間移管や統廃合、改築等についての具体的な計画を策定し、公表する

### 4 計画期間

平成21年度～28年度までの8年間

## 第2章 保育施策の推進と保育所整備の考え方

「名古屋市保育施策のあり方指針」（以下、「あり方指針」という。）で示した保育施策推進の基本的な考え方に対応して、保育所整備を次のとおり進める。

### 1 保育施策の推進の基本的な考え方（あり方指針）

#### （1）待機児童の解消

- ・ 保育所の新規整備  
行政区単位ではなく、より狭い地域における保育需要を考慮した新規整備
- ・ 既存保育所の定員見直し  
改築等に際して3歳以下の児童の定員増
- ・ 家庭保育室の推進

#### （2）多様化する保育需要への対応

- ・ 全ての保育所での障害児保育及び延長保育の実施
- ・ 概ね各区1か所での休日保育及び病児・病後児デイケアの実施
- ・ 概ね1～2エリアに1か所での一時保育の実施

#### （3）地域の子育て支援の推進

- ・ エリアに1か所の地域子育て支援センターの設置
- ・ 地域子育て支援センターを設置する保育所は、エリア内の保育所間のネットワークの中心的機能を果たし、地域の子育て支援の拠点として活動

#### （4）保育の質の確保・向上

- ・ 研修や指導監査の充実
- ・ 保育ガイドラインの策定
- ・ 第三者評価制度の利用促進等

### 2 基本的な考え方に対応した保育所整備等の方針

#### （1）エリアの設定

- ・ 待機児童数の地域的な偏在が顕著であるため、行政区単位でなく、より狭い地域をエリアとして設定し、エリアを単位として保育環境の整備を推進
- ・ エリアは、概ね1～2中学校区、学齢前児童数1,000～2,000人程度を基本として設定

#### （2）保育所の整備・充実

- ・ 民間保育所の新設整備は、エリアを単位として誘導
- ・ 公立・民間保育所の改修、改築等に際しては、入所定員増や多様化する保育需要等に対応した施設整備を促進

#### （3）「センター保育所」の配置と機能

- ・ 各エリアにセンター保育所を配置
- ・ 保育の質の確保・向上のため、情報交流、事例研究、研修等を通じた保育所間のネットワーク化の推進
- ・ 地域の子育て支援体制の強化のため、地域子育て支援センター事業を実施するとともに、区役所や保健所、主任児童委員などの関係機関と連携して、地域の子育て支援に係るネットワークに積極的に参画

#### （4）センター保育所の整備・機能強化

- ・ 改修、改築等に際して、センター保育所機能に対応するための施設の整備
- ・ センター保育所機能に必要な職員体制の確保

## 第3章 公立保育所の現況と今後のあり方

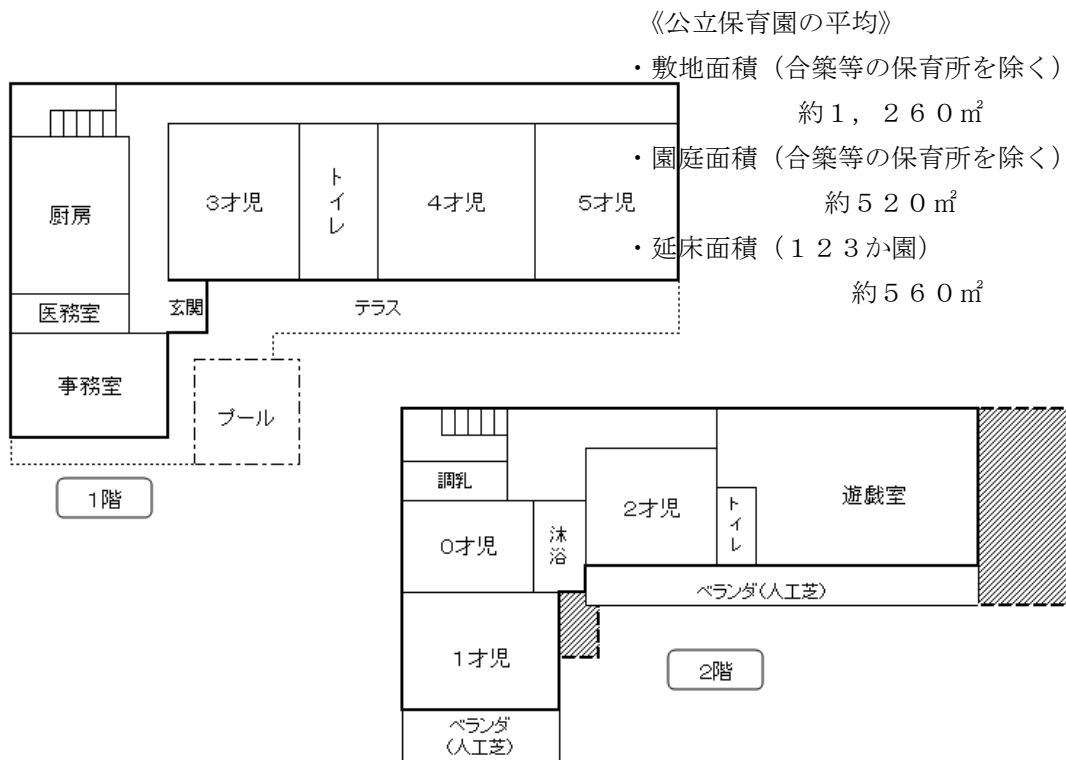
### 1 公立保育所の施設

#### (1) 現況

- ・公立保育所の建物は、昭和40年代後半から50年代にかけて、当時の出生数の増加に対応するため短期間で集中的に建設されており、築30年以上のものが93か所と全体の約3/4を占めている。
- ・市営住宅などの他施設と同じ敷地内又は合築の建物が57か所と多く、単独での大規模な改修や改築が難しい現状にある。
- ・現在の公立保育所の施設規模では、入所定員増、一時保育などの多様な保育需要や地域子育て支援センターとしての機能に対応することができない状況にある。

※ 数値は平成21年4月現在

■ 図1 現在の標準的な公立保育所



#### (2) 今後の施設整備のあり方

より良い保育環境を整えるために、子どもたちの発達段階に応じて、集団規模や多様な活動に対応できる空間が確保されることが望ましい。

センター保育所として選定していく保育所を中心に、市のアセットマネジメントの方針を踏まえ、保育所を取り巻く地域の需要や将来の保育需要にも応えられるよう、施設整備を推進する。

#### ■ 望ましい保育所施設の要素

- ・保育室等の部屋がホールや廊下などと連続的に利用できるような配置、可動間仕切りなどで部屋の領域を分けたり、隣り合う部屋を一つに利用したりできるなど、子どもの集団規模やさまざまな活動に対応して空間の広がり確保されるような工夫

- ・保育室とは別に、地域子育て支援センター事業、一時保育事業などの多様な保育需要、又は必要に応じて保育所間の情報交流や研修、地域の子育て支援等に関する利用に対応する空間の確保
- ・児童や保護者、食材納入などの業者、地域の人など、来園の目的による動線への配慮や地域への開放に伴うセキュリティの強化が図られるよう、別々の出入り口の確保や施設管理の工夫
- ・玄関は、児童が自ら準備を整え、又は保護者が保育所に関する情報を容易に入手できる場として、エントランスホールなどの空間の確保

## 2 公立保育所の役割

### (1) あり方指針における公立保育所の役割

- ① 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づくスタンダードな保育の実践
- ② 障害児や特別な配慮を必要とする児童を受け入れるなど、セーフティ・ネットとしての対応
- ③ 多様な保育サービスの提供と地域の子育て支援の拠点
- ④ 区役所や保健所、主任児童委員などの関係機関との連携

### (2) センター保育所としての今後の役割

- ① 公立保育所の役割を踏まえ、原則として、エリアごとに一つの保育所をセンター保育所として配置する。
- ② センター保育所は、保育の質の向上や地域の子育て支援の推進を図るため、エリア内の保育所や関係機関と連携し、情報交流や調整の役割を果たすものであり、次の役割を持つものとする。

#### ア 保育所間のネットワーク化

- ・エリア内の公立・民間保育所に呼びかけ、それぞれの保育実践等の情報交流や事例研究、研究会などを通してネットワークを築くことにより、保育の質の向上を図る。
- ・それぞれの保育所における子育て支援事業や世代間交流事業などの情報を交換し、共有することにより、活動の広がりや活性化を図る。

#### イ 子育て支援の推進

- ・地域子育て支援センター事業を実施するとともに、区役所や保健所、主任児童委員などの関係機関と連携し、地域の子育て支援のネットワークに積極的に参画することにより、その推進に寄与する。
- ・NPOなどの地域の子育てに関する資源との情報交流等の機会を持つことにより、保育所保育の専門性を活かして、エリアにおける子育てに関する活動を支援する。

## 第4章 エリアの設定

### 1 エリア設定の要素

エリアは、原則として、概ね1～2中学校区、学齢前児童数1,000～2,000人程度を基本とし、地理的な条件を加味して同一区内の隣接する中学校区をまとめることにより、78のエリアを設定した。

表1 中学区数と学齢前児童数によるエリア設定

児童数 学区数	1,000人未満	1,000人～ 2,000人	2,000人超	計
1 中学校区	8	40	1	49
2 中学校区		26	1	27
3 中学校区		2		2
計	8	68	2	78

(児童数は学齢前児童数、学区数は中学校区数)

### 2 区別のエリア数

区ごとの公立保育所の数とエリア数は表2のとおりである。

表2 区別の公立保育所とエリア数

区	公立保育所数	エリア数
千種	11	6
東	3	2
北	14	6
西	5	6
中村	7	4
中	2	2
昭和	2	3
瑞穂	4	3
熱田	3	2
中川	9	7
港	11	6
南	9	4
守山	13	6
緑	12	9
名東	12	6
天白	6	6
計	123	78

### 3 エリア内の公民保育所配置の状況

エリア内の公立・民間保育所数は表3のとおりであり、エリアによって、公立保育所数に差がある。

表3 エリア内の公立・民間保育所数

エリア内の 公立保育所数	エリア 数	民間保育所数						
		なし	1 か 園	2 か 園	3 か 園	4 か 園	5 か 園	6 か 園
なし	10		3	3	1	2	1	
1か園	30	2	9	5	7	3	2	2
2か園	24	2	12	6	2	1	1	
3か園	11	4	2	2	1	1	1	
4か園	3	1	1	1				
計	78							

### 4 民間保育所の新設整備

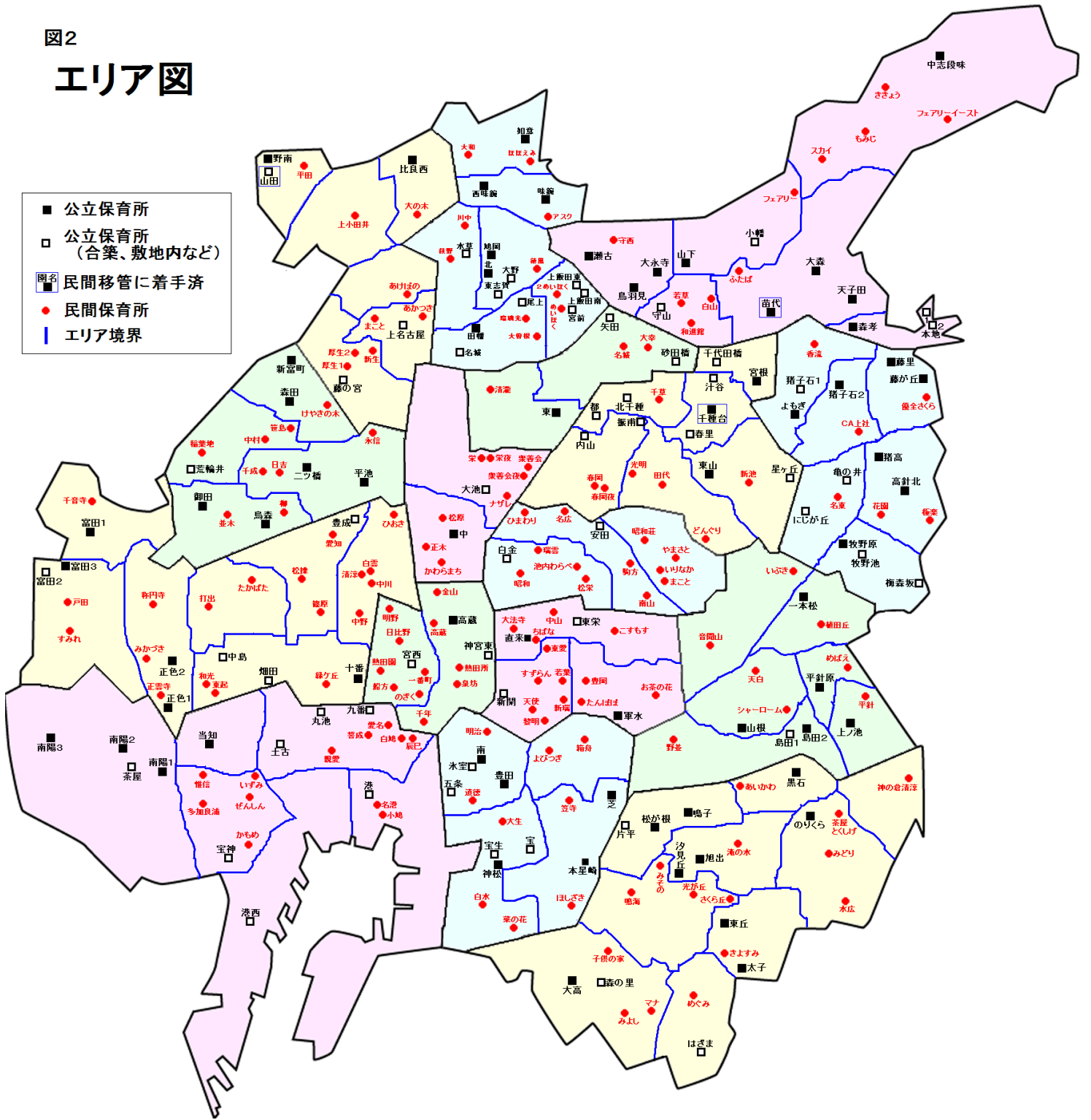
民間保育所の新設整備についても、エリアにおける待機児童数、保育所数、入所定員等を踏まえ、毎年度「要保育所新設エリア」を定め、エリア単位で誘導を図るものとする。



図2

# エリア図

- 公立保育所
- 公立保育所 (合築、敷地内など)
- 民間移管に着手済
- 民間保育所
- エリア境界



## 第5章 センター保育所配置の考え方

### 1 エリアごとの公立保育所数

公立保育所の数については、地域により偏在があることから、エリア内の公立保育所数を踏まえてセンター保育所を選定する必要がある。

表4 エリアごとの公立保育所数

エリアの状況 (エリア数)			公立保育所数 1 2 3
全エリア (78)	公立保育所 のあるエリア (68)	公立保育所が1つのエリア (30)	3 0
		公立保育所が複数あるエリア (38)	9 3
	公立保育所のないエリア (10)		0

### 2 公立保育所数によるセンター保育所配置の考え方

#### (1) 公立保育所が1つのエリア (30エリア)

- 公立保育所が1つの30エリアについては、当該保育所をセンター保育所として確定する。

#### (2) 公立保育所がないエリア (10エリア)

- 実績と意欲のある民間保育所がセンター保育所機能を担うものとする。
- 当該民間保育所にセンター保育所機能を担う体制が整うまでの間は隣接するエリアの公立のセンター保育所がこれを務めるものとする。

#### (3) 公立保育所が複数あるエリア (38エリア)

- 公立保育所が複数ある38エリア93か園については、以下の「民間移管」又は「統廃合」の手法によって、センター保育所となる公立保育所を絞り込み、確定させるものとする。

##### ① 民間移管

- ア センター保育所となる公立保育所を絞り込む手法の選択にあたっては、以下の理由から民間移管を優先して検討する。

- ・入所児童数の増や多様な保育需要への対応、公立保育所の建物の老朽化への対応が喫緊の課題であること
- ・保育所整備や運営を法人が行うことにより、法人の活力や国の補助を活用でき、早急な保育所施設の更新ならびに児童の保育環境の向上に対応することが可能になる。

## イ 民間移管の保育所の選定の基準と公表

### (ア) 選定の基準

民間移管する公立保育所については、次の基準を総合的に勘案して選定する。

- ・入所定員増や多様な保育需要への対応の必要性
- ・近隣での移転用地の確保の見通し
- ・エリア内の既存民間保育所との配置バランス
- ・建物の形態（単独、合築等）
- ・建物の建築年数及び改築・改修の状況
- ・予算確保の見通し

### (イ) 公表

民間移管の保育所名は、原則として、民間移管する年度の概ね3年前に公表する。

## ウ 計画期間（平成28年度）における目標値

### (ア) 目標値の設定

平成28年度までの計画期間中に、民間移管に着手する保育所の目標値を20か所とする。

### (イ) 地域ごとの上限数

民間移管に着手する20か所は、選定基準に沿って選定するが、特定の地域に偏ることのないよう1区最大3か所まで、1エリア1か所までとする。

## ② 統廃合

公立保育所の統廃合は、各エリアの保育需要の動向、定員充足率、待機児童数、財政状況等を総合的に勘案し、順次検討を進めることとするが、待機児童数や保育需要が増大傾向にある現状において、統廃合を実施することは入所定員の減少につながることから、今後の待機児童の動向等を見つつ、慎重に検討する。

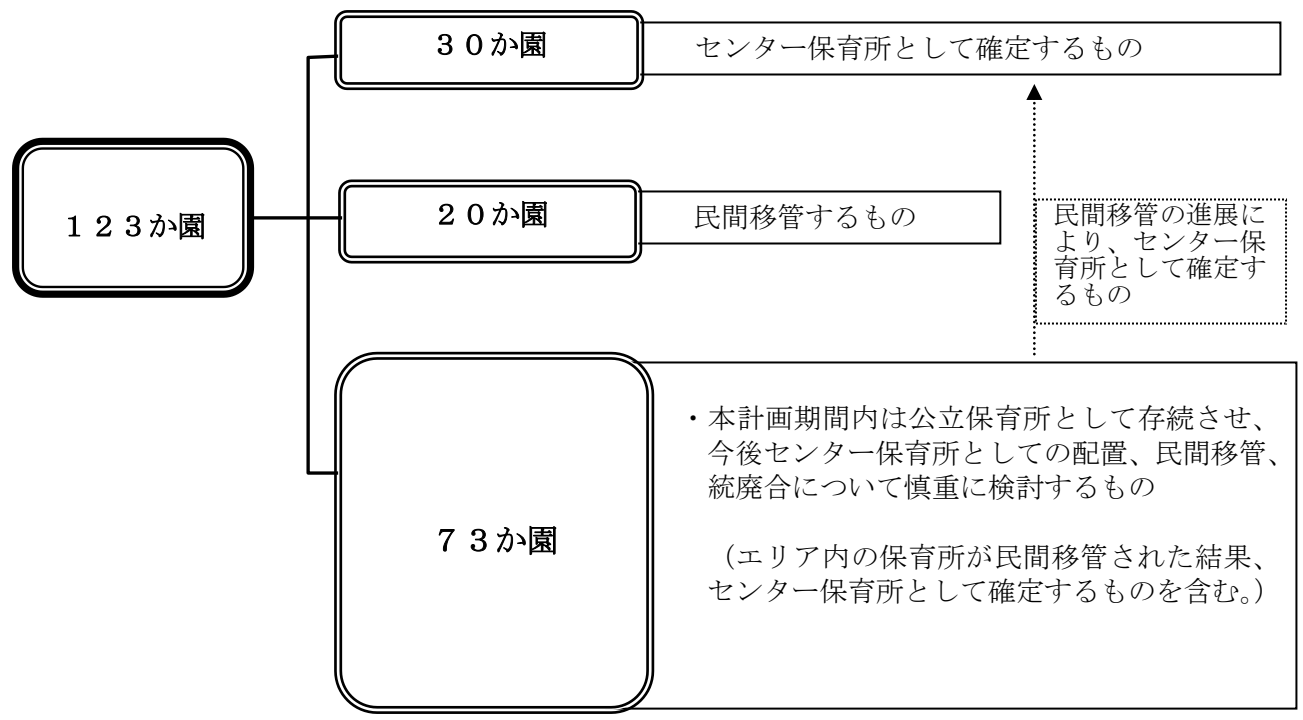
### ③ 民間移管・統廃合によらない保育所

民間移管に着手しない73の保育所は、計画期間内は公立保育所として存続させ、今後の進め方を慎重に検討していくものとする。

表5 区別の目標数

区	公立保育所数 (平成21年4月1日現在)	センター保育所として 確定した公立保育所数	計画期間内に民間移管に 着手する公立保育所数	当面公立保育所として 存続させる保育所数
千種	11		2	9
東	3	1		2
北	14	2	3	9
西	5	3	1	1
中村	7	1	2	4
中	2	2		
昭和	2	2		
瑞穂	4	2	1	1
熱田	3	1		2
中川	9	2	2	5
港	11	4	1	6
南	9		1	8
守山	13	2	2	9
緑	12	3	3	6
名東	12	1	2	9
天白	6	4		2
計	123	30	20	73

第6章 具体的な整備の進め方



「センター保育所」「民間移管」の整備実施の詳細は以下のとおりとする。

1 センター保育所の整備の進め方

(1) 整備

整備の実施にあたっては、入所定員増や多様な保育需要に対応できるよう増室等を行い、保育環境の向上を図るとともに、市のアセットマネジメントの方針を踏まえ、次のとおり推進する。

- ① 他の施設との合築などにより集約化を図ることにより、改築を実施する。
- ② ①によることができない場合は、建築年数、建物劣化度等を勘案し、順次、改築又はリニューアル改修を実施する。

(2) 職員体制

センター保育所となる公立保育所については、センター保育所機能を果たすために必要な職員体制を確保する。

## 2 民間移管する保育所の整備の進め方

民間移管は、原則として、移転改築又は譲渡等による。

なお、保育所用地については、移管先の社会福祉法人の安定的、継続的な運営を図るため、有償貸与を基本とする。

### (1) 移転改築

近隣地に移転用地を確保することができる場合は、移転改築により民間移管する。

移転用地の確保は、未利用の市有地の活用のほか、国有地等の取得等についても検討を行う。また、原則として、民間移管後には現保育所用地の売却を行うものとする。

### (2) 譲 渡 等

① 移転用地確保の見通しが立たず、移転改築による民間移管ができない場合であって、早期に入所定員増や多様な保育需要へ対応する必要性が高いと見込まれるときは、現建物を法人に譲渡すること等により民間移管する。

② 他施設との合築の場合で、他施設の民間移管等に合わせて、一体的に運営することにより効率的かつ望ましい運営が図られるときは、保育所部分を譲渡すること等により民間移管する。

## 第7章 計画の推進とその評価

この計画は、施設や機能面から公立保育所の役割を強化・充実し、民間保育所とともに、多様な保育需要に的確に対応しつつ、保育の質の向上や望ましい保育活動の展開を図っていくものである。

この計画を着実に推進していく中で、整備の進捗状況や効果を評価し、情勢の変化を勘案して、必要がある場合には、整備手法や整備の数値目標、エリアの区域等を再検討する。

また、待機児童の解消に向けて家庭保育室や、認定こども園の設置を図るとともに、認可基準を独自に緩和したいいわゆる認証保育所など新たな制度への対応についても検討を行う。

# 名古屋市公立保育所整備計画（別冊）

（計画の具体的な進め方について）

平成26年3月

名古屋市

平成 24 年 10 月 26 日の市会教育子ども委員会の所管事務調査「公立保育所のあり方と民間移管の推進について」における審議を踏まえ、名古屋市公立保育所整備計画（以下「本計画」という。）を次のように具体的に進めることとする。

## 1 公立保育所の整備の進め方

### (1) 公立保育所の位置づけ

今後の公立保育所は、「エリア支援保育所」（「センター保育所」から改称）として位置づけ、78 エリア各 1 か所に集約化・再配置を図っていく。

### (2) 整備方針

公立保育所の集約化に伴う体制強化と名古屋市アセットマネジメント基本方針等を踏まえた施設のリニューアルを進める。

- ① 建築年数、建物劣化度等を勘案し、順次、リニューアル改修を実施する。
- ② ①によることができない場合や他の施設との合築により集約化が可能な場合は、改築を実施する。

### (3) エリア支援保育所としての公立保育所の役割

#### ア スタandardな保育の提供

- ・系統的な研修の実施により、必要な保育のノウハウや専門性を蓄積した保育士を確保し、保育所保育指針や名古屋市保育ガイドラインに基づく均質な保育を、市内の全エリアで推進していく。
- ・本庁所管課と公立保育所が連携し、保育をめぐる新しい課題にも組織的に対応し実践することで、公立保育所の保育の水準を確保する。
- ・エリア内の民間保育所と共同して公開保育や研修などを企画、実施するとともに、民間保育所の先進的な取り組みを共有することにより、公民の保育士の資質を高め、市全体の保育の質の向上を図る。

#### イ セーフテネットとしての対応

- ・支援を必要とする障害児や要支援家庭の児童を積極的に受け入れ、保育所の特性を活かした子育て支援、家族支援を行う。
- ・保健所、区役所、主任児童委員等との連携や、子育て相談や園庭開放などの子育て支援の事業を活用して、在宅のひきこもりがちな家庭や子育てに不安を抱える家庭の支援や児童虐待予防を図る。

#### ウ 関係機関とのネットワーク作り

- ・子どもの発達と連続性のある育ちを保障することや、保育所における幼児期の教育を充実させるための相互理解にむけ、幼稚園や小学校との積極的な情報交換及び職員交流を進めるための調整を行う。
- ・家庭保育室や認可外保育施設との情報交換や園児交流を進め、保育や運営の支援を行う。
- ・地域子育て支援センターとの連携や子育てサークル等と協働した事業の実施を通じて、地域の子育て活動を支援する。



#### (4) エリア支援保育所としての必要な体制強化や施設整備

##### ア 体制強化

- ・関係機関との連携や事業を企画できる体制作り
- ・要支援家庭への保健面や心理面での支援を専門的に行える体制作り
- ・対外的な代表や施設運営、事業実施責任を踏まえた園長の管理職化や組織の重層化

##### イ 施設整備

- ・子どもの豊かな感性を育む空間や、ユニバーサルデザイン等に配慮した安心・安全な育ちを保障する環境の整備
- ・子育てをしている誰もが気軽に相談ができるような環境の整備
- ・エリア内の保育施設との交流や地域の子育て活動を支援できる施設機能の充実

## 2 社会福祉法人への移管（民間移管）の推進

### (1) 移管の方式

整備手法に基づき、次の2方式により移管を実施する。

#### ア 譲渡方式

園舎等を現状のまま移管する。

#### イ 移転改築方式

合築施設の建替え等で移転が必要な場合は、近隣地に移転改築する。

### (2) 移管対象保育所の公表時期

移管対象となる保育所名は、合築施設の建替え等により早期の移管が必要な場合は、概ね3年前に公表するが、その他は6年前に公表する。

### (3) 地域ごとの実施数

全市的なバランスを配慮し、エリア内で移管時期が重ならないよう実施する。

### (4) 移管対象保育所の選定

本計画第5章2(3)①イ(ア)の「選定の基準」を踏まえつつ、次のとおりとする。

#### ア 譲渡方式

次の観点を総合的に勘案し、選定する。

- ・施設の規模・形状
- ・園舎の築年数
- ・園舎の譲渡や貸与にあたって支障がないもの

## イ 移転改築方式

次の場合には、移転改築を行う。

- ・合築施設の建替えにより移転が必要なもの
- ・保育環境維持の観点から移転が必要なもの
- ・現地での改修が困難で移転先の確保が必要なもの

## (5) 譲渡方式における条件と老朽化対応

### ア 条件

#### (ア) 園舎

- ・単独園舎の場合は、有償譲渡とする。
- ・他施設と合築の場合は、有償譲渡又は有償貸与とする。

#### (イ) 保育所用地

- ・有償譲渡又は有償貸与とする。

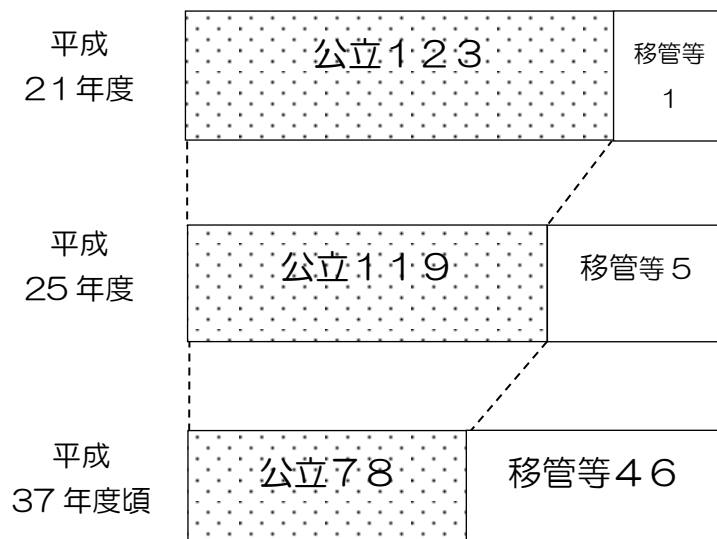
### イ 譲渡にあたっての老朽化した園舎への対応

老朽化の進んだ園舎については、移管先法人による改修等の実施に合わせて補助を行う。

## (6) 今後の進め方

- ・平成 30 年度までに本計画の目標値である 20 か所の移管（統廃合を含む）を実施する。
- ・平成 31 年度以降も、毎年 4 か所程度の移管（統廃合を含む）を実施する。

### <将来的な全体像>



※移管に向けた引継ぎ等の標準例

時期	内容
移管 6 年前	<p>【6 年前公表はここから】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公表にかかる保護者説明会</li> </ul>
移管 5～4 年前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規入園希望者等への説明</li> <li>・ 移管引受けを希望する法人における準備</li> </ul>
移管 3 年前	<p>【3 年前公表はここから】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移管にかかる保護者説明会</li> </ul>
移管 2 年前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移管先法人の選定</li> <li>・ 移管先法人、保育所、保護者、市による移管に向けた連絡協議（四者協議会）の実施</li> </ul>
移管 1 年前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引継ぎ共同保育</li> <li>・ (移転改築の場合)新園建設</li> </ul>
移管年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移管の実施</li> <li>・ アフターフォロー</li> <li>・ (譲渡の場合)園舎改修等</li> </ul>